

# 生成AIの活用に向けた本県の取組について

## 生成AIについて

- ・ 生成AIは、情報漏えいなどのリスクが指摘されている一方、様々な事務作業や事務手続きの効率化など、働き方改革や県民サービスの向上につながる可能性があるとされています。
- ・ 生成AIの業務活用に当たっては、その特性を理解し、正しく利用することが重要です。

# 生成AIの利用に当たってのガイドライン（概要）

## 内 容

### 1 目的

職員が業務で生成AIを利用する際に遵守すべき事項をまとめたもの

- ・ 生成AIはあくまでも**業務効率化の補助的なツール**
- ・ 業務における検討・判断の責任は、職員自身にあることを認識し、適切に利用すること

### 2 適用範囲

- ・ 対象とする組織は以下のとおり

知事部局、教育委員会、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、地方公営企業、議会事務局

### 3 対象サービス

- ・ 大規模言語モデルを利用した文章生成AIで、入力データがAIの学習に利用されない等、セキュリティが担保されたサービス
- ・ **具体的なサービスは、以下のとおり**

サービス名（令和8年5月末現在）

- ・ exaBase生成AI for 自治体
- ・ Copilot Chat (Basic)

## 鹿児島県におけるこれまでの取組

- ・ 本県においては、生成AIの今後の本格的な活用を見据え、試行ガイドラインを策定し、令和5年9月から全職員を対象に試行利用を開始しました。
- ・ 職員アンケートの結果、生成AIの利用により、業務改善効果が認められたことから、本ガイドラインを策定し、令和6年4月より、庁内における生成AIの利用の本運用を開始します。
- ・ 本県に特化した情報を検索する機能（RAG）等を有する有償版生成AIを導入することとし、令和8年5月から利用を開始します。

### 4 利用制限 以下に該当するデータは、生成AIに入力禁止

- |     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| (1) | 個人情報を含むデータ                      |
| (2) | 秘密文書に相当する機密性を要するデータ             |
| (3) | 第三者が著作権や登録商標、意匠（ロゴやデザイン）を有するデータ |

### 5 生成物の利用に際して注意すべき事項

- |     |  |
|-----|--|
| (1) | 生成AIに適さない利用<br>➢ AIは常に最新の情報を学習しているものではないため、検索には適さない                            |
| (2) | 内容の確認<br>➢ 生成物の内容に誤りや偏りが含まれている可能性がある   |
| (3) | 著作権等の侵害<br>➢ 生成物の内容が著作権等の侵害に当たらないか十分に確認すること                                    |
| (4) | 虚偽の個人情報・名誉毀損等<br>➢ 生成されたデータに虚偽の個人情報が含まれる場合がある                                  |
| (5) | 最終的な確認<br>➢ (1)~(4)を確認し、生成物の加筆修正を行い利用すること<br>➢ 生成物そのまま利用する場合は、生成AIの利用表示を付記すること |

### 6 安全な運用・管理体制

- ✓ 生成AIによる生成物の利用に関しては、内容を確認の上、利用の可否を判断すること。  
など